

[資料 1]

# 上川中部圏地域医療構想調整会議

## 説明資料

令和 4 年(2022年)10月 3 日(月)

北海道上川総合振興局保健環境部保健行政室  
(北海道上川保健所)

# 地域医療構想について

## 策定の経過

- ・ 令和7年（2025年）にいわゆる「団塊の世代」がすべて75歳以上となる中、医療や介護が必要な状態になっても、できる限り住み慣れた地域で安心して生活を継続できるような、切れ目のない医療及び介護の提供体制を構築するため、平成26年（2014年）6月に「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律」（以下「一括法」という。）が成立。
- ・ この一括法において、**効率的かつ質の高い医療提供体制を構築**するとともに、**地域包括ケアシステムを構築**することを通じ、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するため、「地域医療構想」が位置づけられたもの。

## 目指す姿

- ・ 医療のあり方や人口構造の変化に対応し、バランスの取れた医療提供体制を構築することを目指すもの。
- ・ 2025年の病床の機能区分ごと（高度急性期、急性期、回復期及び慢性期）の必要量を定める。
- ・ その実現に向けて、病床機能の分化及び連携の促進、在宅医療等の充実、医療・介護従事者の確保・養成等の施策の方向性を示すもの。

## 地域医療構想調整会議（医療法第30条の14）

- ・ 21区域に設置した地域医療構想調整会議において、地域の病院等が担うべき病床機能、都道府県計画に盛り込む事業などに関して協議を行う。

## 上川中部圏地域医療構想調整会議 開催状況

開催年度		主 な 議 題
平成27年度	第1回	<b>会議・部会の設置</b> 、管内の病床に係る情報提供、地域医療構想策定スケジュール
	第2回	医療部会報告、管内の医療の状況、 <b>地域医療構想(上川中部圏地域推進方針別冊)策定について</b>
平成28年度	第3回	医療部会報告、上川中部区域地域医療構想(素案)、 <b>病床機能報告制度(速報値)</b>
	第4回	上川中部区域地域医療構想の説明、病床機能報告結果、在宅医療取組状況
平成29年度	第1回	<b>地域医療構想推進シート作成</b> に係る説明、病床機能報告結果
	第2回	地域医療構想推進シート作成、 <b>新公立病院改革プラン・公的医療機関等2025プラン</b> の報告、病床機能報告結果
平成30年度	第1回	地域医療構想の取組状況等 ※ 地域医療構想説明会を兼ねて開催
	第2回	[書面開催]北海道地域医療構想調整会議協議会への意見照会、病床機能報告結果
	第3回	推進シートの更新、 <b>地域医療構想意向調査の結果、定量的基準の導入</b> 、病床開設等計画報告
平成31年度	第1回	地域医療構想の取組状況等 ※ 地域医療構想説明会を兼ねて開催
令和元年度	第2回	[書面開催] <b>外来医療計画</b> の圏域の状況(案)検討、 <b>上川中部圏域「重点課題」</b> (案)検討、
	第3回	医療部会報告、推進シートの更新、意向調査の結果報告、病床機能報告結果
令和2年度	第1回	[書面開催]地域医療構想の取組状況等 ※ 地域医療構想説明会を兼ねて開催
	第2回	[書面開催]医療部会報告、推進シートの更新、意向調査の結果報告
令和3年度	第1回	病床開設等計画検討、医療機器の共同利用計画報告、 <b>医療計画[上川中部地域推進方針]中間見直し</b> について
令和4年度	第1回	[書面開催]推進シートの更新、意向調査の結果報告、病床開設等計画検討

## 「重点課題」の設定について

令和元年度（平成31年度）の地域医療構想調整会議等において、上川中部圏域の「重点課題」を次のとおり設定し、課題に向けた取組を進めている。

圏域名	上川中部
-----	------

重点課題	人口構造・疾病構造の変化を見据えた回復期機能の確保及び在宅医療の確保
<p>1【概要】</p> <p>○ 回復期機能の確保</p> <p>人口構造・疾病構造が変化していく状況の中で、上川中部区域地域医療構想において、2025年に想定されている病床数（高度急性期689床、急性期1,795床、回復期1,613床、慢性期1,528床、合計5,625床）に対して、平成29年の病床機能報告による病床数（高度急性期・急性期3,737床、回復期601床、慢性期1,922床、合計6,260床）に乖離が生じており、将来的に、回復期病床が不足する見込みとなっていることから、回復期機能の確保が課題となっている。</p> <p>○ 在宅医療の確保</p> <p>長期にわたる療養や介護を必要とする患者が病気と共存しながら、生活の質の維持・向上を図りつつ療養生活を継続することができるよう、在宅医療の提供体制の整備が課題となっている。</p>	

# 上川中部圏域地域医療構想と計画との関係(1)

## 1 計画概要

(医)利信会が設置している上村産科婦人科医院の事業を、(医)稲仁会が引き受け、(医)利信会は解散する。

上村産科婦人科医院は急性期病床1床とし、旭川脳神経外科循環器内科病院は慢性期病床全てを削減、急性期病床を38床増やし80床とする。

今回増床した急性期病床の38床は、2025年までに回復期に転換する予定。

2022年	旭川脳神経外科循環器内科病院					上村産科婦人科医院					全体
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	病院計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	病院計	
現行(2022年) ①		42	40	38	120		19			19	139
転換後 ②		80	40	0	120		1			1	121
今年度増減 ②-①		38	0	▲ 38	0		▲ 18			▲ 18	▲ 18



2025年	旭川脳神経外科循環器内科病院					上村産科婦人科医院					全体
	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	病院計	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	病院計	
計画(2025年) ③		42	78	0	120		1			1	121
現行からの増減 ③-①		0	38	▲ 38	0	0	▲ 18	0	0	▲ 18	▲ 18
転換後からの増減 ③-②		▲ 38	38	0	0	0	0	0	0	0	0

## 上川中部圏域地域医療構想と計画との関係(2)

### 2 圏域内の状況

上川中部圏域では、「人口構造・疾病構造の変化を見据えた回復期機能の確保及び在宅医療の確保」を重点課題として取り組んでいるところ。

なお、圏域内での令和3年度の病床数（令和3年度意向調査）及び2025年の必要病床数見込みについては、次のとおり。

	高度急性期	急性期	回復期	慢性期	休棟等 (コロナ)	休棟等	合計
令和3年度(2021年)病床数(許可病床数)	1,261	2,231	912	1,833	61	73	6,371
2025年必要病床数	689	1,795	1613	1,528			5,625
必要数	▲ 572	▲ 436	701	▲ 305	▲ 61	▲ 73	▲ 746

※ 不足することが見込まれる医療機能 = 回復期

## 協議いただきたい事項について

- 一般的には、一時的であっても「急性期病床」を増やす計画は認められない。
- 今回、旭川脳神経外科循環器内科病院では、3か年計画において、2022年7月に整形外科チームの配備を決定。一時的に急性期病床の拡充を図った上、在宅医療の体制整備・現在の回復期機能の拡大を実行し、2025年には回復期病床（地域包括ケア病床）への転換を図ることとしている。
- 今回計画の「急性期病床」増床分を2025年度までに「回復期病床」に転換する条件で、承認することは可能か。

### 医療法第7条第5項の内容

都道府県知事は、病院・診療所の開設・増床・病床種別の変更の許可の際、将来の病床数の必要量に達していない機能区分に係る医療を提供すること等の、条件を付することができる。

### 医療法第30条の15 第1項・第2項・第6項・第7項の内容

都道府県知事は、病床機能の報告において、基準日前後で病床機能が異なる場合、転換される病床が将来の病床数の必要量に既に達しているときは、病院開設者等に対し、基準日後の病床機能が異なる理由等を記載した書面の提出を求めることができる。

2 都道府県知事は、前項の書面に記載された理由等が十分でないと認めるときは、当該報告病院開設者等に対し、協議の場における協議に参加するよう求めることができる。

6 都道府県知事は、協議の内容及び説明の内容を踏まえ、理由等がやむを得ないものと認められないときは、公的医療機関等の開設者等に対し、都道府県医療審議会の意見を聴いて、基準日後の病床機能に変更しないことや、その他必要な措置をとるべきことを命ずることができる。

7 前項の規定は、医療計画において定める地域医療構想の達成の推進のため特に必要がある場合において、公的医療機関以外の報告病院等について準用する。この場合、前項中「命ずる」とあるのは、「要請する」と読み替える。